申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容設		設計審査
根拠法令及び条項		新座市指定給水装置工事事業者規程第5条
		条例第7条第2項に規定する設計審査は、指定工事事業者が設計審査に係る申請書に設計図を添え、市長に提出することにより行うするとする。
		出することにより行うものとする。
所 管	 部 課 係 名	インフラ整備部水道施設課給水管理係
審		新座市水道事業給水条例
		(工事の施行)
		第7条 [略] 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水
	関係条項	装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審
		査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゆ
		ん工後に市長の工事検査を受けなければならない。
F .		3 [略] 新座市水道事業受水槽式給水設備に関する指導要綱、新
査		
		扱要綱及び新座市水道事業給水装置の構造及び材質に関
		する取扱要綱において、明確かつ具体的に定めている。
	基準	
	(未設定の場	
	「人口にの場	
基	合はその理由)	
	参考事項	
準	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和5年7月1日最終変更)
標	標準処理期間	総日数
準	(未設定の場	15日(休日は含まない)
<u>処</u> 理	合はその理由)	
期間	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)